

# ソウル中央地方法院

## 第 3 4 民事部

### 判 決

事件 2015 年가합 13718 号 損害賠償(기) 等

原告 別紙原告ら目録記載の通り

原告 8, 13, 48, 57, 58, 62, 67, 70, 71, 76, 83 の訴訟代理人 法務法人東北亜  
担当弁護士パク・チョンガン

原告 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22,  
23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42,  
43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 59, 60, 61, 63, 64,  
65, 66, 68, 69, 72, 73, 74, 75, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 84, 85 の訴訟代理人  
弁護士 カン・キル

被告

1. 住石マテリアルズ株式会社
2. ENEOS 株式会社
3. 住友金属鉱業株式会社
4. 日産化学株式会社
5. 宇部興産株式会社
6. 岩田地崎建設株式会社
7. 三菱重工業株式会社  
訴訟代理人 法務法人トゥレ 担当弁護士 アン・スングク
8. 西松建設株式会社
9. 三井金属鉱業株式会社  
被告 2, 9 の 訴訟代理人 弁護士 チョ・ウォンソク
10. 三菱マテリアル株式会社  
訴訟代理人 弁護士 ユン・チサム
11. 山口合同ガス株式会社  
訴訟代理人 法務法人 (有限) 太平洋  
担当弁護士 リュ・ヒョンジョン, ムン・ジョンイル
12. 飛島建設株式会社

13. 北海道炭鉱汽船株式会社

被告 1, 6, 8, 13 の 訴訟代理人 法務法人(有限)広場

担当弁護士 ユ・シヒョン, ユン・テクス, イ・スンギョ, パク・チェヒョン

14. 日本製鉄株式会社

訴訟代理人 弁護士 チェ・コノ, パク・ジョンオク

15. 株式会社三井 E&S ホールディングス

被告 5, 12, 15 の 訴訟代理人 弁護士 ユン・ヨミン

16. TSUCHIYA 株式会社

被告 3, 4, 16 の 訴訟代理人 弁護士 チョ・キョンヒ, キム・イファン

弁論終結 2021 年 5 月 28 日

判決宣告 2021 年 6 月 7 日

## 主 文

1. 本件訴をすべて却下する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 請求の趣旨

別紙請求の趣旨の表「被告」欄記載の各被告は同番号の「原告」欄記載の各原告に各 100,000,000 ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日から支払い済みまで年 15% の割合による金員を支払え。

## 理 由

### 1. 基礎事実

#### ア. 原告らの地位

- 1) 別紙請求の趣旨の表「被徴用者」欄に記載された人々は、旧日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法（2010 年 3 月 22 日法律第 10143 号対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法附則第 6 条第 1 号に基づいて廃止、以下「真相究明法」と言う）に基づいて日帝強占下強制動員被害者として登録されているなど、満州事変以後太平洋戦争に至る時期に日本帝国によって強制動員され、炭鉱や軍需基地などで強制労働をした被害者として認定された人々である（以下、「本件被害者ら」と言う）。
- 2) 本件被害者らのうちの一部は現在生存中であり、本件訴提起前に死亡したその余の被害者らの場合には、上記の表中「原告」欄記載の各原告が上記被害者の権利・義務を相続した。

#### イ. 日本の韓半島侵奪と強制動員など

- 1) 日本は1910年8月22日の韓日併合条約以後、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は1931年満州事変、1937年日中戦争を引き起こすことによって徐々に戦時体制に入ることになり、1941年には太平洋戦争まで引き起こした。
- 2) 日本は戦争を遂行により軍需物資の生産のための労働力が不足するようになると、これを解決するために1938年4月1日、「国家総動員法」を制定・公布し、1942年に「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を制定・実施して韓半島の各地域で官斡旋を通じて人力を募集し、1944年10月から「国民徴用令」によって一般韓国人に対する徴用を実施した。
- 3) 太平洋戦争は1945年8月6日に広島に原子爆弾が投下された後、同月15日、日本国王が米国をはじめとする連合国に無条件降伏を宣言して終結した。

#### ウ. サンフランシスコ条約締結など

- 1) 米国、英国などを含む連合国48カ国と日本は1951年9月8日、戦後賠償問題を解決するために、サンフランシスコで平和条約（以下「サンフランシスコ条約」と言う）を締結し、上記の条約は1952年4月28日に発効した。
- 2) サンフランシスコ条約第4条（a）は、「大韓民国を含む、上記条約第2条に規定された地域に存在する日本国及びその国民の財産、そして上記の地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記の地域の統治当局及びその国民の日本国および日本国の国民らに対する請求権の処理は、日本国と上記地域の統治当局との間の特別協定の規定するところによる。」と規定した。

#### エ. 請求権協定締結経緯と内容など

- 1) サンフランシスコ条約が締結された後、大韓民国政府と日本政府は1951年末頃から国交正常化と戦後補償問題を議論した。1952年2月15日に第1次韓日会談本会議が開かれて関連議論が本格的に開始されたが、大韓民国は第1次韓日会談当時、「韓日間の財産及び請求権協定要綱8項目」（以下「8項目」と言う）を提示した。8項目のうち第5項は、「韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求」である。その後7回の本会議とそのため数十回の予備会談、政治会談と各分科委員会別会議などを経て、1965年6月22日に大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約とその付属協定である大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定（条約第172号、以下「請求権協定」と言う）などが締結された。
- 2) 請求権協定は前文で、「大韓民国及び日本国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。」と定めた。第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うことにする」と定め、続いて第2条及び第3条では、次のように規定した。

## 『第2条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
- 2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。
  - （a）一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
  - （b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの
- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に関与する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

## 第3条

- 1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。
- 2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に各締約国政府が任命する各1人の仲裁委員と、こうして選定された2人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその2人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との3人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。
- 3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが30日の期間内に選定する国の政府が指名する各1人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。
- 4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。』

- 3) 請求権協定と同日に締結され、1965年12月18日に発効した大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定の合意議事録（I）[条約第173号、以下「請求権協定についての合意議事録（I）」と言う]は、請求権協定第2条については、次のように定めた。

『(a)「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条 3 により執られる措置は、同条 1 にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条 1 にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。』

#### オ. 請求権協定締結にともなう両国の措置

- 1) 請求権協定は、1965 年 8 月 14 日に大韓民国国会で批准同意され、1965 年 11 月 12 日に日本の衆議院、1965 年 12 月 11 日に日本の参議院で各批准同意された後、両国で公布され、両国が 1965 年 12 月 18 日に批准書を交換することにより発効した。
- 2) 大韓民国は請求権協定によって支給される資金を使用するための基本的事項を定めるために 1966 年 2 月 19 日、請求権資金の運用及び管理に関する法律(以下、「請求権資金法」と言う)を制定し、続いて補償対象となる対日民間請求権の正確な証拠と資料を収集するのに必要な事項を規定するために、1971 年 1 月 19 日、対日民間請求権申告に関する法律(以下「請求権申告法」と言う)を制定した。ところで、請求権申告法で強制動員関連被害者の請求権については、「日本国によって軍人・軍属又は労働者として招集または徴用され 1945 年 8 月 15 日以前に死亡した者」だけを申告対象に限定した。その後、大韓民国は請求権申告法により国民から対日請求権申告を受付けた後、実際の補償を執行するために 1974 年 12 月 21 日、対日民間請求権補償に関する法律(以下、「請求権補償法」と言う)を制定し、1977 年 6 月 30 日まで、合計 83,519 件に対して総額 91 億 8,769 万 3,000 ウォンの補償金を支給したが、そのうちの被徴用死亡者の請求権補償金として合計 8,552 件につき 1 人当たり 30 万ウォンずつ合計 25 億 6,560 万ウォンを支給した。
- 3) 一方、日本は 1965 年 12 月 18 日、財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第 2 条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律(以下「財産権措置法」と言う)を制定した。その主な内容は、大韓民国又はその国民の日本またはその国民に対する債権または担保権としての請求権協定第 2 条の財産、利益に該当するものを請求権協定日の 1965 年 6 月 22 日に消滅させるというものである。

#### カ. 大韓民国の追加措置

- 1) 大韓民国は 2004 年 3 月 5 日、日帝強占下の強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにすることを目的とする真相究明法を制定した。上記の法律とその施行

令に基づいて日帝強占下強制動員被害真相究明委員会が設置され、「日帝強占下強制動員被害」に関する調査が全面的に行われた。

- 2) 大韓民国は 2005 年 1 月、請求権協定と関連する一部の文書を公開した。その後構成された韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会（以下「民官共同委員会」と言う）は、2005 年 8 月 26 日、「韓日請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基づく韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたものとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っており、サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれていなかった」という趣旨の公式意見を表明したが、上記の公式意見には以下の内容が含まれている。

『○ 韓日交渉当時、韓国政府は日本政府が強制動員の法的賠償・補償を認めなかったため、「苦痛を受けた歴史的被害事実」に基づいて政治的次元で補償を要求したのであり、このような要求が両国間無償資金算定に反映されたとみなければならない。

○ 請求権協定を通じて日本から受け取った無償 3 億ドルは個人財産権（保険・預金等）、朝鮮総督府の対日債権等韓国政府が国家として有する請求権、強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案しているとみるべきである。

○ 請求権協定は請求権の各項目別に金額を決定したのではなく、政治交渉を通じて総額決定方式で妥結したため、各項目別の受領金額を推定するのは困難であるが、政府は受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任があると判断される。

○ しかし、75 年の韓国政府の補償当時強制動員負傷者を補償対象から除外するなど、道義的次元からみて被害者補償が不十分だったといえる側面がある。』

- 3) これにより大韓民国は 2006 年 3 月 9 日、請求補償法に基づく強制動員被害者に対する補償が不十分であることを認め、追加補償の方針を明らかにした後、2007 年 12 月 10 日に太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律（以下「2007 年の犠牲者支援法」と言う）を制定した。上記法律とその施行令は、①1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝によって軍人・軍務員・労働者などとして国外に強制動員され、その期間中または国内に帰還する過程で死亡又は行方不明になった「強制動員犠牲者」の場合、1 人当たり 2,000 万ウォンの慰労金を遺族に支給し、②国外に強制動員され、負傷して障害を負った「強制動員犠牲者」の場合、1 人当たり 2,000 万ウォン以下の範囲内で障害の程度を考慮して大統領令で定める金額を慰労金として支給し、③強制動員犠牲者のうち生存者または上記期間中国外に強制動員されたが国内に帰還した人の中で強制動員犠牲者に該当しない「強制動員生還者」のうち生存者が治療や補助装具の使用が必要な場合にその費用の一部として年間医療支援金

80 万ウォンを支給し、④上記の期間中、国外に強制動員されて労務提供などをした対価として日本国又は日本企業等から支給受けることができた給料などを支給されなかった「未収金被害者」又はその遺族に未収金被害者が支給を受けることができた未収金を当時の日本の通貨 1 円に対して大韓民国通貨 2,000 ウォンに換算して未収金支援金を支給するように規定した。

- 4) 2009 年 8 月 14 日、外交通商部はソウル行政裁判所の事実照会による報道参考資料 (Press Release) を通じて「強制動員被害者の供託金は請求権協定締結を通じて日本国から受けた無償 3 億ドルに含まれていると見るべきなので、日本政府に対して請求権を行使することは難しい」という趣旨の大韓民国政府の公式見解を再確認・表明した。
- 5) 一方、真相究明法と 2007 年の犠牲者支援法が廃止される代わりに 2010 年 3 月 22 日から制定され施行されている対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援に関する特別法 (以下「2010 年の犠牲者支援法」と言う) は、サハリン地域の強制動員被害者等を補償の対象に追加して規定している。

#### キ. 大韓民国政府と日本国政府との間の投資の自由化・増進と保護のための協定

一方、大韓民国と日本国との間の投資を促進し、保護などを目的として 2003 年 1 月 1 日に発効した大韓民国政府と日本国政府との間の投資の自由化・増進と保護のための協定 (Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of Japan for the Liberalisation, Promotion and Protection of Investment) 第 14 条は次のように規定している。

『1 両締約国は、いずれか一方の締約国による要請に応じ、この協定に関連するすべての紛争を解決するため、又はこの協定の解釈若しくは適用若しくはこの協定の目的の実現に関するすべての事項を討議するために、速やかに協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、協議により満足に解決できなかったものは、いずれか一方の締約国の書面による要請に基づき、適用可能な国際法の規則に基づき行われ、かつ、拘束力のある決定を得るために仲裁裁判所に付託される。この条に別段の規定されたものを除き、締約国間で別の合意がない場合には、(ア) 両締約国により修正されたり(イ) 3 の規定に従って任命された仲裁人による修正を一方の締約国が反対しない場合には国連国際貿易委員会の仲裁規則を準用する。

3 2 に規定する要請の受領の日から二箇月以内に、各締約国は各一名の仲裁人を任命する。任命された二名の仲裁人は、第三国の国籍を有する第三の仲裁人を議長に選任する。三名の仲裁人から構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用される国連国際貿易委員会仲裁規則は同規則に規定された選任機関が本部の事務総長になるという条件で仲裁裁判所の任命に関するその他の事項について準用する。

4 両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、第三の仲裁人の選定の日から六箇月以内にすべての

**文書の提出が行われ、かつ、すべての弁論が終了しなければならない。仲裁裁判所は、最後の文書の提出又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から二箇月以内に決定を行う。当該決定は最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。』**

#### ク. 請求権協定第 3 条に関する憲法裁判所決定

- 1) 慰安婦被害者と原爆被害者らは、彼らの賠償請求権が請求権協定により消滅するかどうかについて韓日両国間の解釈上の紛争が存在するので、大韓民国外交通商部長官は請求権協定第 3 条の定めた手続に従って解釈上の紛争を解決するための措置をとる義務があるにもかかわらず、外交的保護措置や仲裁付託などの具体的な措置を全く取らないでいることを理由として、このような不作為が憲法訴願審判請求人らの基本権を侵害して違憲であるとの確認を求める憲法訴願審判を各請求した。
- 2) 憲法裁判所は、2011 年 8 月 30 日宣告 2006 年헌마 788 号決定と同日宣告 2008 年헌마 648 号決定で、「慰安婦被害者らや原爆被害者らの賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かについて韓日両国間に解釈上の紛争が発生した以上、外交通商部長官としては請求権協定第 3 条による紛争解決手続に基づいて外交的経路を通じて解決しなければならず、そのような解決の努力を尽くした場合、これを仲裁に付託しなければならないのに、その手続に従って解決していない不作為は違憲である」と判断した。

#### ケ. 関連国内判決

- 1) 他の強制徴用被害者らが日本企業に対して提起した訴訟で、大法院 2018 年 10 月 30 日宣告 2013 年다 61381 号全員合議体判決、大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2015 年다 45420 号判決によって、上記被害者の慰謝料請求権が認められた。  
上記判決は日帝の植民支配が不法であり、したがって、これに基礎をおく強制徴用も不法であることを前提としている。
- 2) 一方、上記 2013 年다 61381 号全員合議体判決には、以下のような反対意見の少数意見があった。  
すなわち、請求権協定第 2 条は大韓民国国民と日本国民の相手方国家及びその国民に対する請求権まで対象としていることが明らかなので、請求権協定を国民個人の請求権とは関係なく、両締約国が相互に外交的保護権のみを放棄する内容の条約であるとは解釈しがたく、上記の条項で規定されている「完全かつ最終的な解決」や「いかなる主張もできないものとする」という文言の意味は、個人請求権の完全な消滅まででなくとも「大韓民国国民が日本や日本国民に対して訴訟によって権利を行使することは制限される。」という意味に解釈するのが妥当である。  
結局、大韓民国の国民が日本又は日本国民に対して有する個人請求権は請求権協定によって直ちに消滅したり、放棄されたと言うことはできないが、訴訟によってこれを行使することは制限される。



[認定根拠]争いのない事実、甲第 1～210 号証（枝番号のあるものは枝番号を含む、以下同じ）の各記載、当裁判所に顕著な事実、弁論全体の趣旨

## 2. 原告らの主張

被告らは労働力確保という目的の下、日本帝国の韓半島侵奪に便乗し、本件被害者らを日本に強制連行した後、本件被害者らの意思に反して自由を奪ったまま強制的に労働に従事させ、賃金さえまともに支払わななかつた。これにより本件被害者らは深刻な精神的苦痛を受け、国内に帰還後現在に至るまで肉体的、精神的苦痛により正常な生活を営むことができない。

したがって、被告は本件被害者ら本人である原告ら、又はその権利を包括承継した財産相続人であるその余の原告らに未払賃金と不法行為に基づく慰謝料を支払う義務がある。

## 3. 判断

### ア. 請求権協定の解釈

#### 1) 争点の整理

請求権協定第 2 条 1 は、「…両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が…完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。

本件被害者らの未払賃金請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件被害者の損害賠償請求権」と言う）が請求権協定によって完全かつ最終的に解決された「請求権」に該当するかどうか、「完全かつ最終的に解決されたことになる」という文言の意味が何なのかは基本的に請求権協定の解釈に関する問題である。

#### 2) 条約の解釈に関する法理

ア) 条約の解釈は 1969 年に締結された条約法に関するウィーン条約 [Vienna Convention on the Law of Treaties (1969)、以下「ウィーン条約」と言う] を基準とする。ウィーン条約は大韓民国については 1980 年 1 月 27 日、日本については 1981 年 8 月 1 日に各々発効したものはあるが、その発効前に既に形成されていた国際慣習法を反映・規定したものであるから、請求権協定を解釈する際にウィーン条約を適用しても時制法の問題はない。

イ) ウィーン条約第 31 条（解釈の一般的な規則、General rule of interpretation）によれば、条約は前文と附属書を含む条約文の文脈及び条約の対象と目的に照らしてその条約の文言に付与される通常の意味に基づいて誠実に解釈しなければならない（第 1 項、A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose）。ここに言う条約の解釈上の文脈とは、条約文のほか条約の締結に関連して当事国間で行われたその条約に関する合意などが含まれる [第 2 項、The context for the purpose of the

interpretation of a treaty shall comprise, in addition to the text, including its preamble and annexes: (a) any agreement relating to the treaty which was made between all the parties in connection with the conclusion of the treaty; (b) any instrument which was made by one or more parties in connection with the conclusion of the treaty and accepted by the other parties as an instrument related to the treaty]また、条約を解釈するときには文脈とともに条約の解釈又はその条約規定の適用に関する当事国間のその後の合意、条約の解釈に関する当事国の合意を確定するその条約適用におけるその後の慣行などを参酌しなければならない[第 3 項、There shall be taken into account, together with the context: (a) any subsequent agreement between the parties regarding the interpretation of the treaty or the application of its provisions; (b) any subsequent practice in the application of the treaty which establishes the agreement of the parties regarding its interpretation; (c) any relevant rules of international law applicable in the relations between the parties]そしてウィーン条約第 32 条（解釈の補充的手段、Supplementary means of interpretation）によると、第 31 条の適用により導かれる意味を確認するために、又は第 31 条の規定により解釈すると意味が曖昧模糊となる場合や明らかに不合理または不当な結果をもたらす場合には、その意味を決定するために条約の準備作業や条約締結時の事情を含む解釈の補充的手段に依存することができる[Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion, in order to confirm the meaning resulting from the application of article 31, or to determine the meaning when the interpretation according to article 31 (a) leaves the meaning ambiguous or obscure; or (b) leads to a result which is manifestly absurd or unreasonable]

### 3) 認定事実

ア) 大韓民国側は 1952 年 2 月 15 日の第 1 次韓日会談から 8 項目を日本側に提示したが、以降、日本の逆請求権の主張、独島と平和線(訳注 日本でいう「李承晩ライン」)問題に関する異見、両国の政治的状況などにより第 4 次韓日会談まで 8 項目についての議論がほとんど行われなかった。

イ) 第 5 次日韓会談から 8 項目についての実質的な討議が行われたが、第 5 次日韓会談では以下のような議論があった。

①1961 年 5 月 10 日、第 5 次日韓会談予備会談一般請求権小委員会第 13 次会议で大韓民国側は 8 項目のうち上記の第 5 項（韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求）と関連して、「強制徴用で被害を受けた個人に対する補償」を日本側に要求した。具体

的には「生存者、負傷者、死者、行方不明者、そして軍人・軍属を含む被徴用者全般に対して補償を要求すること」として、「これは他の国民を強制的に動員することにより、被った被徴用者の精神的・肉体的苦痛に対する補償を意味する」という趣旨の説明をした。これに対して日本側が個人の被害に対する補償を要求するのか、大韓民国で韓国人被害者について具体的な調査をする用意があるか等について質問すると、大韓民国側は「国として請求するものであり、被害者個人に対する補償は国内で措置する性質のもの」という立場を明らかにした。

②日本側は大韓民国側の上記のような個人の被害補償の要求に反発しつつ、具体的な徴用・徴兵の人数や証拠資料を要求したり、両国の国交が回復された後に個別的に解決する方案などを提示するなど、大韓民国側の要求にそのまま応じることができないという立場を表明した。

③第5次日韓会談の請求権委員会では、1961年5月16日の軍事政変によって会談が中断されるまで8項目の第1項から第5項まで討議が行われたが、根本的な認識の違いを確認しただけで実質的な意見接近をなすことには失敗した。

ウ) 第6次韓日会談が1961年10月20日に開始された後には、請求権の細部的議論は時間がかかるだけで解決にほど遠いという判断から、政治的な側面の接近が模索され、下記のような交渉過程を経て第7次韓日会談の中で1965年6月22日、ついに請求権協定が締結されることになった。

①1961年12月15日の第6次日韓会談予備会談一般請求権小委員会第7次会议で大韓民国側は日本側に8項目に対する補償として合計12億2,000万ドルを要求し、強制動員の被害補償として生存者1人当たり200ドル、死亡者1人当たり1,650ドル、負傷者1人当たり2,000ドルを基準に計算した3億6,400万ドル(約30%)を算定した。

②1962年3月の外相会談では、大韓民国側の支払要求額と日本側の支払用意額を非公式的に相互提示することにしたが、その結果大韓民国側の支払要求額の純返済7億ドルと日本側の支払用意額である純返済7,000万ドル及び借款2億ドルの間に顕著な差があることが確認された。

③このような状況で、日本側は当初から請求権に対する純返済とすると法律関係と事実関係を厳密に調べる必要があるだけでなく、その金額も少なくなって大韓民国が受諾できなくなるから、有償と無償の経済協力の形式をとり、金額を相当程度上げ、その代わりに請求権を放棄することにしようとして提案した。これに対して当初大韓民国側は請求権に対する純返済として受領すべきとの立場や、問題を大局的見地から解決するために請求権解決の枠の中で純返済と無相照支払の2つの名目で解決することを主張してしたが、後に再び譲歩して請求権解決の枠の中で純返済と無相照支払の2つの名目とするが、その金額をそれぞれ区分して表示せずに総額のみを表示する方法で解決することを提案した。

④その後、<sup>キムジョンピル</sup>金鍾泌当時中央情報部長は日本で池田首相と1回、大平外相と2回にわたって会談をしたが、大平外相との1962年11月12日の第2次会談時に請求権問題の金額、支払細目および条件等に関して両政府に建議する妥結案について原則的な合意をした。その後、具体的調整過程を経て第7次韓日会談が行われていた1965年4月3日、当時外務部長官であった<sup>イドンウォン</sup>李東元と日本の外務大臣であった椎名悦三郎の間で「韓日間の請求権問題の解決と経済協力に関する合意」が成立した。

エ) 請求権協定の締結直後の1965年7月5日に大韓民国政府が発刊した「大韓民国と日本国との間の条約と協定解説」84頁には「財産及び請求権問題の解決に関する条項により消滅する当方の財産及び請求権の内容を見ると、当方が最初に提示したところの8項目の対日請求要綱で要求したものはすべて消滅するところであり、したがって…被徴用者の未収金及び補償金、…韓国人の対日本政府及び日本国民に対する各種請求などがすべて完全かつ最終的に消滅することになるものである。」と記載されている。

オ) 1965年8月、<sup>チャンギョク</sup>張基栄経済企画院長官は請求権協定第1条の無償3億ドルは実質的に被害国民に対する賠償的な性格を持つという趣旨の発言をした。

カ) 請求権協定の締結後、大韓民国は請求権資金法、請求権申告法、請求補償法、2007年および2010年の犠牲者支援法などを制定し強制動員被害者に対する補償金を支給した。2010年の犠牲者支援法に基づいて設置された「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援委員会」の決定（前身である「太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者支援委員会」の決定を含む。）を通して2016年9月まで支給された慰労金等の内訳を見ると、死亡・行方不明慰労金3,601億ウォン、負傷障害慰労金1,022億ウォン、未収金支援金522億ウォン、医療支援金1人当たり年間80万ウォンなど約5,500億ウォンになる。

[認定根拠]前掲各証拠、当裁判所に顕著な事実、弁論全体の趣旨

#### 4) 本件被害者らの損害賠償請求権が請求権協定によって完全かつ最終的に解決された「請求権」に該当するか

検討するに、前記の事実関係と前掲の各証拠及び弁論全体の趣旨を総合して知ることができる次のような事情と請求権協定及びそれに関する了解文書などの文言、請求権協定の締結経緯や締結当時の推断される当事者の意思、請求権協定の締結に続く後続措置などを考慮すると、本件被害者らの損害賠償請求権は請求権協定によって完全かつ最終的に解決された「請求権」に該当するというのが相当である。

ア) 請求権協定などの文言によれば、大韓民国と日本の両国は、国家と国家の間の請求権についてだけでなく、一方の、国民の相手国とその国民に対する請求権までも協定の対象にしており、請求権協定上の請求権の対象に被徴用請求権も含まれることは明らかである。

- ①請求権協定の前文は「両国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望して」と前提し、第2条1は「両締約国は両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益と両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が…平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と定めた。
  - ②請求権協定の合意議事録（I）は、上記第2条について「同条1に言う完全かつ最終的に解決されたことはなる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もすることができなくなることを確認した」と定め、対日請求要綱8項目のうち第5項は、「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済請求」である。
  - ③ウィーン条約第31条も、前記のように原則としてその条約の文言に付与される通常の意味に基づいて誠実に解釈しなければならないことを明示している。
- イ) 請求権協定の締結に至るまでの経緯等に照らしても、請求権協定上の請求権の対象に含まれている被徴用請求権は、強制動員被害者の損害賠償請求権も含むものであり、請求権協定第1条で定めた経済協力資金は実質的にこのような損害賠償請求権まで含めた第2条で定めた権利関係の解決に対する対価ないし補償としての性質をその中に含んでいるということができ、両国も請求権協定締結当時そのように認識していたというのが妥当である。
- ①大韓民国は1961年5月10日の第5次韓日会談予備会談一般請求権小委員会第13次会議で被徴用請求権に関連して「生存者、負傷者、死亡者、行方不明者、そして軍人・軍属を含む被徴用者全般の補償」を要求し、「他の国民を強制的に動員することにより被った被徴用者の精神的・肉体的苦痛に対する補償」までも積極的に要請したのみならず、1961年12月15日の第6次韓日会談予備会談一般請求権小委員会第7次会議で強制動員による被害補償金を具体的に3億6,400万ドルと算定し、これを含めて8項目に対する総補償金12億2,000万ドルを要求した。
  - ②第5次韓日会談当時、大韓民国が上記要求額は国家として請求するものであり、被害者個人に対する補償は国内で措置すると主張したが、日本は具体的な徴用・徴兵の人数や証拠資料を要求して交渉は難航した。
  - ③これに対し日本は証明の困難などを理由に有償と無償の経済協力の形式をとり、金額を相当程度上げ、その代わりに請求権を放棄することにする方を提案し、大韓民国は純返済及び無相照などの2つの名目で金員を受領するが具体的な金額は項目別に区分せずに総額のみを表示する方法を再提案した。
  - ④その後具体的な調整過程を経て、1965年6月22日、第1条で経済協力資金の支

援について定め、併せて第 2 条で権利関係の解決について定める請求権協定が締結された。

ウ) 対日請求要綱 8 項目のうち第 5 項は被徴用請求権について「補償金」という用語のみを使用し、「賠償金」という用語は使用していない。しかしその「補償」が「植民支配の適法性を前提とする補償」だけを意味するとは言いがたい。上記のように交渉の過程で双方が示した姿勢だけを見ても、両国政府が厳密な意味での「補償」と「賠償」を区分していたとは言えず、国際法上の「補償」は国内法のように必ずしも適法行為を前提とした補償を意味しない。これに加えて、第 5 項は被徴用韓国人の未収金、補償金だけでなく「その他の請求権」まで含めて規定しており、「その他の請求権」の範囲には以下で定める制限も設けていないという点を考慮すると、請求権協定の適用対象から強制動員被害者の損害賠償請求権が除外されるとは解釈できない。むしろ韓日両国は、日本の植民支配の不法性について互いに異なる立場に立っていることを相互に明確に確認した上で、これについて意図的に規定しないまま、大韓民国が日本から強制動員被害者の損害賠償請求権を含むすべての「請求権」についての一括補償を受ける内容の請求権協定を締結した。したがって日本の植民支配が不法か否かは請求権協定の解釈と関連がない。

エ) それだけでなく、請求権協定の締結後、大韓民国は請求権資金法、請求権申告法、請求補償法、2007 年および 2010 年の犠牲者支援法などを制定し、強制動員被害者に対する補償金を支給したところ、これは強制動員被害者の損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていることを前提としたものである。また、2005 年に民官共同委員会は「慰安婦問題とは異なり強制動員被害者の損害賠償請求権は 3 億ドルの中に包括的に勘案された」という趣旨の公式意見を表明しており、2009 年には外交通商部が強制動員被害者についてはは無償 3 億ドルに含まれているとの公式見解を再確認した。

オ) 本件被害者の損害賠償請求権が含まれているものと見るには、請求権協定で妥結された 3 億ドルは過少で、当時大韓民国が要求した金額とも顕著な差があるので、本件被害者の損害賠償請求権が請求権協定に含まれているとは言えないという主張は、1 人当たりの国民所得で大韓民国が日本国に接近した現在の尺度によって当時の落后した後進国の地位にあった大韓民国とすでに経済大国に進入した日本国との間に行われた過去の請求権協定を判断するという誤謬を犯すもので、当時大韓民国が請求権協定で得た外貨は、いわゆる「漢江の奇跡」と評価される世界経済史に記録されている目覚ましい経済成長に大きく寄与することになる。

#### 5) 「完全かつ最終的に解決されたことになる」という文言の意味

検討するに、下記のような事情と法理に照らすと、請求権協定で「完全かつ最終的に解決されたことになる」と規定したことの意味は、両締約国が互いに外交的保護権のみを放棄するものではなく、さらに原告らが「訴訟」で個人請求権を行使すること

を制限したものと言うのが相当である。

ア) 請求権協定第2条1は、請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定しているところ、前記のように大韓民国と日本の両国が国家と国家の間の請求権に対してだけでなく、一方の国民の相手国とその国民に対する請求権までも協定の対象とした点を考慮すると、請求権に関する問題が締約国の間はもちろん、その国民の間でも完全かつ最終的に解決されたという意味に解釈するのがその文言の通常の意味に符合し、単に締約国の間で相互に外交的保護権を行使しないことにするという意味に読むことはできない。

イ) ①日本は請求権協定締結後、当初は請求権協定で両締約国の国民の個人請求権が消滅するのではなく、両締約国が外交的保護権のみを放棄したという立場をとってきた。これは日本政府が自国の国民のための補償の義務を回避するために「在韓請求権について外交的保護権を放棄した」という立場をとったことから始まったものである。しかし前記のように大韓民国は最初から対日請求要綱8項目を提示して強制動員被害者に対する補償を要求し、請求権資金の分配は全的に国内法上の問題という立場をとっており、このような立場は請求権協定締結時まで維持された。これに照らしてみると、請求権協定当時の両国の真の意思が外交的保護権のみを放棄するという点で一致していた言うこともできない。②その後、日本の最高裁判所は2007年にいわゆる「西松建設判決」を通じて、請求の放棄とは連合国の国民の日本国および日本国民に対する請求が「自然債務」と類似する「救済なき権利」として請求に応じる法律上の義務が消滅し、これを拒絶することができるという趣旨であると判示して解釈論に関する問題を一段落させた。

ウ) ①国際法上の戦後賠償問題などに関連して、主権国家が外国と交渉して自国の国民の財産や利益に関する事項を国家間条約を通じて一括的に解決する、いわゆる「一括処理協定 (lump sum agreements)」は、国際紛争の解決・予防のための方法の一つとして、請求権協定締結時に国際慣習法上一般的に認められていた条約形式である。第二次世界大戦終了後から1995年までに200以上の一括処理協定が締結され、[Richard B. Lillich & Burns H. Weston (eds.), "International Claims: Their Settlement by Lump Sum Agreements", University Press of Virginia (1975)]、連合国と日本の間に締結されたサンフランシスコ条約でも一括処理協定方式を採用しており、日本が戦後処理の過程でスウェーデン、英国、カナダ、ギリシャなどの他の国と締結した賠償請求権問題の解決に関する条約でも「完全かつ終局的な解決」、「これ以上の賠償請求権の放棄」などの内容を含む条項を置く一括処理協定方式を採用した。

このような一括処理の協定は国家が個人の請求権などを含む補償問題を一括受結する方式なので、その当然の前提として一括協定によって国家が相手国からの補償や賠償を受けた場合、それに応じて自国民個人の相手国に対する請求権は消

滅するものとして処理され、この時その資金が実際に被害国民に対する補償の用途に使用されなかったとしても同様である[国際司法裁判所 (ICJ) が 2012 年 2 月 3 日に宣告したドイツ対イタリアの主権免除事件 (Jurisdictional Immunities of the State, Germany v. Italy : Greece intervening)、いわゆる「フェリーニ (Ferrini) 事件」の判決参照]。

②請求権協定は大韓民国及びその国民の請求権などに対する補償を一括的に解決するための条約として一括処理協定に該当する。韓国の憲法裁判所も 1996 年 11 月 28 日宣告 95 年헌마 161 号全員裁判部決定事件で「請求権協定は大韓民国が日本国から無償資金と借款金の提供を受け、これにより請求権協定第 2 条第 2 項に規定された事項を除いては、請求人のように 1945 年 8 月 15 日以前に負傷した被徴用負傷者の補償請求権を含むすべての対日民間請求権を行使することができないように制限して一括妥結したもの」と判断した。このような一括処理協定としての性格に照らしてみても、請求権協定が国民個人の請求権とは関係なくただ両締約国が国家の外交的保護権のみを放棄することに合意した条約とは解釈しがたい。

エ) 前記のように大韓民国は請求権協定締結後、請求権補償法、2007 年及び 2010 年の犠牲者支援法などを制定し、強制動員被害者らに補償金を支給した。これは請求権協定に基づいて大韓民国国民が訴訟で日本又は日本国民に対して請求権を行使することが制限された結果、大韓民国がこれを補償する目的で立法措置をしたものである。両締約国が請求権協定を通じて相互に外交的保護権のみを放棄したに過ぎないとした場合、大韓民国が上記のような補償措置をとる理由を見出しがたい。

オ) 請求権協定第 2 条 1 の「完全かつ最終的な解決」に至る方式は第 2 条 3 に規定している「いかなる主張もできないものとする。」との文言によって実現される。請求権協定はその文言上個人請求権自体の放棄や消滅について直接定めていないので、請求権協定によって個人請求権が実体法的に完全に消滅したり放棄されたとはいいがたい。しかし前記のように請求権協定が国民個人の請求権とは関係なく、ただ両締約国が国家の外交的保護権だけを放棄することに合意した条約とも解釈しがたい。そうであれば、「どのような主張もできないものとする。」という文言の意味は、結局、「大韓民国国民が日本や日本国民に対して訴訟によって権利を行使することが制限される」という意味に解釈するしかない。

## イ. 国際法と国内法の相互接触

### 1) 国際法と国内法の交差

本件については国際法と国内法という二つの規範が交差するので、その規範的レベルの間関係を考慮せざるを得ない。すなわち国際法の規律対象である国際社会の実態は、個別的な主権が分権的な方式で結合されており、国内法とは異なり集権的



な立法・行政・司法機関を欠いているから、国内裁判所が国際法を取り扱う際には国内社会とは性格を異にする国際社会を規律する法体系により、それにふさわしい解釈と処理をしなければならないのである。

## 2) ウィーン条約第 27 条の適用

### ア) 関連法理

①まずウィーン条約第 26 条 (Pacta sunt servanda) は、有効なすべての条約はその当事国を拘束し、また、当事国によって誠実に履行されねばならない (Every treaty in force is binding upon the parties to it and must be performed by them in good faith) と規定している。

②続いてウィーン条約第 27 条前段は、いかなる当事国も条約の不履行に対する正当化の方法として国内法の規定を援用してはならない (A party may not invoke the provisions of its internal law as justification for its failure to perform a treaty) と規定している。ここに言う国内法規定には、国内成文法のみならず慣習法などの不文法、国内司法部の判決、決定なども含む一切の国内的な法的事情 (domestic legal situation) を意味する。したがって極端な場合、仮に条約が国内的に違憲無効と宣言される事情があるとしても、特別な事情がない限り条約の国際法的効力は損傷する可能性がなく、依然として大韓民国は条約の遵守義務を負う (O. Dörr and K. Schmalenbach, Vienna Convention on the law of treaties, Article 27 International law and observance of treaties)。このような規定を置いた趣旨は、条約を締結した国が自国内で制定した法又は宣告した判決など国内的法事情により条約履行から離脱することができるとうと国際秩序が混乱し、国際平和が脅かされることになるので、これを防止して平穏な国際秩序を維持するためである。

### イ) 本件の場合

上記のような法理に基づいて本件についてみると、植民支配の不法性とこれを基礎とする徴用の不法性は、残念ながらすべて国内法的法解釈である。

日本国を含むいかなる国も自らの植民地支配の不法性を認めたという資料がなく、国際法的にもその不法性が認められたことがあるという資料がない。その当時、すなわち西勢東漸の帝国主義時代に強大国の弱小国併合が国際法上不法だという主張は今日の国際社会で実定法 (lex lata) として認められないのが現実であり、国際法を帝国主義侵略法と非難したソ連さえ東欧弱小国を強占した事例などがあるのだ。仮に日本の大韓帝国併合が条約形式を仮装した強占に過ぎないとしても、その当時「植民支配禁止」という国際社会の慣行や法的確信 (opinio juris) を示す証拠を見つけることができないのが国際法的な現実である。また、国際的なレベルで日帝の植民支配が不法なのかは、司法部の判断と政治的選択に異なるところがなく、法的判断に固有の特色や特徴が無く、むしろ民主社会で機能的に「政治的

機関」に、より適合性があり、司法自製の原理が適用される領域であるということが出来る。

結局、強制徴用被害者らの慰謝料請求権を認めた大法院 2018 年 10 月 30 日宣告 2013 다 61381 全員合議体判決、大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2015 다 45420 判決等は国内最高裁判所の判決ではあるが、上記のような植民地支配の不法性とこれに基づく徴用の不法性を前提としているところ、このような判決は前記のようにただ国内法的解釈に過ぎないものであり、このような国内法的事情だけで、植民支配の適法・不法について相互合意に至らないまま一括して本件被害者らの請求権等について補償または賠償することに合意に至った「条約」に該当する請求権協定の「不履行」を正当化することはできないのである。

したがって、大韓民国は未だに国際法的には前記のような請求権協定に拘束される。

### 3) 禁反言 (estoppel) の原則の適用

#### ア) 関連法理

国際法上禁反言 (estoppel) の原則とは、国家の責任のある機関が特定の発言や行為をした場合、後にそれに矛盾、背馳する発言や行為をすることができないか、またはそのような矛盾、抵触する発言や行為が法的効力を持たないことを言う [国際司法裁判所 (ICJ) は禁反言の原則を適用して請求権を排斥した事例が複数ある。Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)、1862 I. C. J. 6, at 33; Fisheries (Nor. v. U. K)、1951 I. C. J. 116, at 138-119]。

そして、国際法上「黙認」とは、他の当事国が同意 (consent) と解釈することができる一方的行為により表明された「黙示的承認」(tacit recognition) のようなもので、「黙認」と「禁反言」は同じ一つの制度の他の側面として考慮・理解される。

#### イ) 本件の場合

上記のような法理に基づいて本件についてみると、大韓民国と日本国との間にこの間に締結された請求権協定など各種条約と合意、請求権協定の一括処理協定としての性格、各国当局が本件と関連して行った言動 (特に大韓民国が請求権協定締結後に請求権補償法、2007 年および 2010 年の犠牲者支援法などを制定し、強制動員被害者に補償金を支給した点と 2009 年に外交通商部が表明した公式見解) などは、少なくとも国際法上の「黙認」に該当し、それに背馳する発言や行為は国際法上禁反言の原則に違背する可能性が高い。

#### 4) 小結論

したがって、このような事情を考慮すると、本件請求を認容することはウィーン条約第 27 条禁反言 (estoppel) の原則など国際法に違反する結果を招く可能性がある。

#### ウ. 強制執行の違法性と訴権の有無

## 1) 関連法理

確定判決による権利であっても、信義に従い誠実に行使されるべきであり、判決による執行が権利濫用となる場合には許容されないから、執行債務者は請求異議の訴により執行の排除を求めることができる（大法院 2017 年 9 月 21 日宣告 2017 年 다 232105 号判決など参照）。

## 2) 本件の場合

前記のようにウィーン条約第 27 条により国内的事情と国内的解釈にかかわらず条約の効力は維持され、そのような場合の強制執行は確定判決が実体的真実と食い違い、前記のような禁反言（estoppel）の原則など信義則に違反することにより、判決の執行自体が権利濫用に該当し請求異議の訴及びその暫定処分の対象となる可能性を排除することはできない。

たとえ韓国大法院が国内法事案で強制執行の権利濫用に該当するか否かについて厳格に判断しているとはいえ、以下のような事情まで総合すると、本件の強制執行は権利濫用の要件を充足すると言うのが相当で、事情がそうであれば強制執行は違法なので、結局原告らの請求権は訴求することができない権利に該当することになる。

憲法裁判所は 2006 年헌마 788 号、2008 年헌마 648 号の決定で、前記のように請求権協定第 3 条の規定により外交通商部長官として外交的努力をすべきであり、そのような解決の可能性がなくなった場合には、上記の条項が定めた国際仲裁など付託すべき作為義務があることを宣言した。

万一原告らの請求を認容する本案判決が宣告され、確定し、強制執行まで行われ、被告らの損害が現実化される場合には、請求権協定第 3 条と義務的仲裁判定部付託の趣旨の大韓民国政府と日本国政府との間の投資の自由化・増進と保護のための協定第 14 条、国際司法裁判所、アメリカなど国際社会の世論など、多様な経路を通じて日本の仲裁手続または国際司法裁判所への付託攻勢と圧迫が続くことは明らかである。上記のような憲法裁判所の決定があるうえ、大韓民国も国際社会の一員である以上、このような国際社会の圧力は非常に拒絶しがたい事情となる可能性がある。

一方、条約など国際法違反の場合、適切な形で賠償する義務があることが国際法の原則であり、国際司法裁判所では条約違反国に対して公式的な「謝罪」だけでなく「損害賠償責任」まで負担させる場合もあるところ、たとえ国際裁判の高度の不可予測性を勘案しても、前記の事情に照らしてみると大韓民国が敗訴する可能性も排除することはできない。

大韓民国司法部の判決、特に最終審である大法院の判決が国際仲裁または国際裁判の対象となること自体だけでも司法信頼に損傷を被るであろうが、もし国際裁判で敗訴した場合、すなわち仲裁委員会や国際司法裁判所が大韓民国（司法部）が条約である請求権協定に違反したと判断する場合、大韓民国司法部の信頼に致命的な損傷を受けることになり、ようやく世界 10 強に入ったばかりの大韓民国の文明国とし

での威信は地に墜ち、未だ分断国家である現実と世界 4 強の強大国の間に位置する地政学的な状況に置かれている大韓民国としては自由民主主義という憲法的価値を共有する西側勢力の代表国家の一つである日本国との関係が毀損され、これは結局韓米同盟により韓国の安保と直結している米国との関係毀損にまでつながり、憲法上の「安全保障」を毀損し、司法信頼の墜落により憲法上の「秩序維持」を侵害する可能性を排除することはできない。

その上、日本国との間では、本件のような「強制徴用事案」以外にも、日本国が大韓民国の領土中のひとつの島嶼地域について領有権を主張し、国際司法裁判所に行くことを要求している「領有権主張事案」と慰安婦問題について国際司法裁判所に行くのかについての「慰安婦事案」があるところ、このような懸案がかみ合って 3 事案のすべて又はそのうちの一部でも国際裁判に付託されると、大韓民国としてはすべての事案で勝訴しても得ることがないか、勝訴しても国際関係の行き詰まりによる損害を受けるのに対し、1 事案でも敗訴すれば国格と国益に致命的な損傷を受けることが明らかである。

### 3) 小結論

結局、これらの諸般の事情に照らしてみると、このような強制執行は国家の安全保障と秩序の維持という憲法上の大原則を侵害することにより権利濫用に該当して許容されず、結局、本件被害者らの請求権は訴求することができない権利に該当する。

## エ. 基本権侵害の有無

### 1) 関連法理

憲法第 27 条第 1 項は、「すべての国民は憲法と法律が定めた裁判官によって法律による裁判を受ける権利を有する」として法律による裁判と裁判官による裁判を受ける権利を保障している。裁判請求権のような手続的基本権は原則的に制度的保障の性格が強いので、自由権的基本権の場合と比較すると相対的に広範囲の立法形成権が認められる（憲法裁判所 2005 年 5 月 26 日宣告 2003 年헌가 7 号決定、憲法裁判所 2015 年 3 月 26 日宣告 2013 年헌바 186 号決定、憲法裁判所 2015 年 7 月 30 日宣告 2014 年헌가 7 号決定など参照）。

一方、憲法によって保障されている基本権も国家安全保障・秩序維持又は公共福利のために必要な場合に法律で制限することができ、但し制限する場合にもその本質的内容を侵害することはできず（憲法第 37 条第 2 項）、憲法によって締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同じ効力を有する（憲法第 6 条第 1 項）。

### 2) 本件の場合

前記のように請求権協定によって原告らが被告らに対して「訴訟」によって「強制動員被害者の損害賠償請求権など」を行使することが制限されると見るのが相当なので、これにより原告らの裁判請求権などの憲法上の基本権が制限される結果にな

る。

しかし、原告らが被告らに対して訴訟を通じて「強制動員被害者の損害賠償請求権など」を行使することができるとする、憲法上の国家安全保障、秩序維持、及び公共福利と衝突する結果にいたることは前記の通りであり、韓国憲法は憲法により締結・公布された条約を国内法と同様に遵守して誠実に履行することにより、国際秩序を尊重して恒久的世界平和と人類共栄に資することを基本理念の一つにしているところ（憲法前文及び第6条第1項参照）、憲法により締結・公布された条約として国内法と同じ効力を持つ請求権協定によって原告らの裁判請求権などの憲法上の基本権が制限されるのは、憲法上の国家安全保障、秩序維持、公共福利と国際法を尊重主義という別の憲法上の価値を追求するためのものであり、その目的の正当性が認められる。

これに加えて、①憲法上の裁判請求権は法律によりその内容と範囲が定められる権利であり、当然に本案判断を受けることができる権利を意味しないので、法律と同一の効力を有する条約による内在的制約が前提された権利である点、②欧州人権裁判所(ECHR)の大法廷(Grand Chamber)は2013年10月21日、ソ連秘密警察により1940年に行われた数千人のポーランド戦争捕虜処刑事件である、「カティン大虐殺」に関する被殺者遺族の請求について「欧州人権条約第2条(生命権)に基づく請願については審理する権限がなく、欧州人権条約第3条(非人道的待遇の禁止)の違反はない」と判断するなど、[Janowiec and Others v. Russia (application nos. 55508/07 and 29520/09)] 2次世界大戦時に行われた人権侵害、甚だしくは大量虐殺の場合にさえ冷静な法的論理を適用することが最近の国際裁判の趨勢である点、③大韓民国政府は請求権協定締結後に請求権補償法、2007年および2010年の犠牲者支援法などを制定し、強制動員被害者に補償金を支給してきた点、④日帝強占期に日本が不法な植民支配と侵略戦争遂行のために強制動員被害者に加えた苦痛に照らせば大韓民国が被害者らに行った補償が非常に不十分なのは事実であるが、一括処理協定の方式で締結された請求権協定の性格上、国家が支給された資金が実際には被害国民に対する補償の用途に使用されなかったとしても国家が補償や賠償を受けた以上、その国民は相手国やその国民に対して個人請求権を訴求することができない点、⑤原告らが被告らに対して強制動員被害者の損害賠償請求権などを訴求することができないと見ることは、すでに大韓民国と日本の間に行われた外交的合意の効力を尊重し、追加的な外交交渉を円滑にするためのものであって、一方的に原告らに不義の結果を強要するためのものではない点、⑥実体法的請求権は認められるがこれを訴求することができないに過ぎないという点で比例の原則を侵害するとも言いがたい点などを考慮すると、手段の適正性、侵害の最小性、法益の均衡性の要件に違反して原告らの裁判請求権など憲法上の基本権を侵害するものと言うこともできない。

### 3) 小結論

結局、本件被害者らの損害賠償請求権は憲法上の国家安全保障、秩序維持、公共福利のために、国内法的に法律の地位にある条約に該当する請求権協定によって、その訴権が制限される結果となる。

#### 4. 結論

そうであれば本件訴は不適法なのでこれを却下することにして、主文のとおり判決する。

裁判長判事 キム・ヤンホ  
判事 ペク・ドゥソン  
判事 キム・ミンジ

[→HOME](#)